



手続き・申請

小児マル福をご存知ですか

伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111 (内線4406)

外来診療は中学生まで、入院は18歳まで助成します

市に住所があり、各種健康保険に加入している0歳～18歳までの方が対象で、健康保険を使用して受診した場合の自己負担分を助成する制度です。

■外来受診時

健康保険証・マル福受給者証を窓口提示して、医療機関ごとにマル福外来自己負担金(1日最大600円・月最大2回)をお支払いください。3回目以降の自己負担はありません。

■調剤薬局では

健康保険証・マル福受給者証を窓口提示してください。自己負担分は助成されるため、お支払いはありません。

■入院時は

健康保険証・マル福受給者証を窓口提示して、医療機関ごとにマル福入院自己負担金(医療機関ごとに1日最大300

円・月最大3000円)をお支払いください。

※中学校卒業後から18歳までの方に受給者証は発行していませんので、事前に国保年金課へ申請するか、医療機関へ健康保険自己負担分を支払ってから、後日返金手続きをしてください。

■茨城県外の医療機関では

他県ではマル福受給者証は使

用できません。医療機関窓口

健康保険証を提示し、健康保

険自己負担分をお支払いくださ

い。その際は必ず領収書を受領

し、国保年金課で返金手続きを

■返金手続き

マル福自己負担分を差し引いてお返しします。国保年金課に次のものをご用意の上、返金手続きをお願いします。

▼持参するもの

領収書、マル福受給者証、認印、口座番号のわかるもの

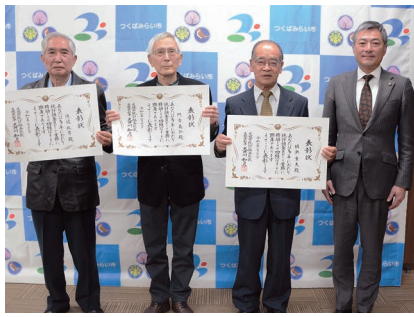


お知らせ

統計調査への貢献で表彰

伊奈庁舎企画政策課

☎58・2111 (内線1205)



表彰状を手にする統計調査員の皆さん

長年にわたる統計調査員としての功績が認められ、本市の統計調査員・関染代さんに「令和元年度茨城県知事表彰」が授与

されました。同じく統計調査員の渡邊政孝さん、門倉義弘さん、猪瀬重夫さんに「令和元年度茨城県統計協会総裁表彰」がそれぞれ授与されました。2月4日

には表彰状伝達式が行われ、小田川市長から感謝の言葉と共に表彰状が手渡されました。

統計調査は、統計調査員の皆さんのご協力で成り立っており、世帯や事業所と直接やりとりするという、統計調査の仕事の中で最も重要な役割を担っていただいています。

くらしのQ&A

[今月のテーマ]

スポーツジムの契約トラブル

Q

スポーツジムに入会しようと思います。契約するにあたり、注意することはありますか。

(60代・女性)

A

契約書・規約は必読!

スポーツジム(フィットネスクラブ・ヨガ教室など)の契約では、契約書面や規約などを読まずに契約したことによるトラブルが多く寄せられています。契約書面や規約などには、休会・退会の手続き、解約時の精算方法など、契約の内容が詳細に記載されています。説明を受けていない内容であっても、記載があれば原則従うことになりますので必ず読みましょう。

キャンペーンなどで入会金無料や月会費の割引を行っている契約では、「一定の期間解約ができない」「中途解約する場合は、当初無料や割引されていた料金を請求する」など、解約に特別な条件が付けられていることがあります。「中途解約は、いつでもできるのか」「解約した場合の請求金額はいくらになるか」など、具体的な説明を求め確認しておきましょう。スポーツジムなどの契約は、原則クーリング・オフはできません。契約書や規約をよく読み、慎重に契約することが大切です。



まみりん

市消費生活センター
イメールキャラクター

問 市消費生活センター (谷和原庁舎1階)

☎25・3288